

Gard Alert

シンガポール当局、船舶に対する黒煙排出規制を発表

こちらは、英文記事「[Vessels warned over smoke emissions in Singapore](#)」(2018年5月25日付)の和訳です。

シンガポール海事港湾庁 (MPA) が、大気を汚染する黒煙を過度に排出する船舶に対して「厳しい措置」で臨む方針を明らかにしました。



シンガポール海事港湾庁 (MPA) は 2018 年 5 月 22 日付で[回報](#)を発行し、「港に停泊する期間にわたり、船舶エンジンの排気や船舶機関から過度な煤や灰、黒煙が排出されないようあらゆる必要な措置を講じる」ことを船長と船主に対して改めて求めました。

未燃焼燃料の微粒子や堆積物を含む黒煙は、大気を汚染し、人体にも害を及ぼすおそれがあります。MPA の回報は、こうした黒煙を過度に排出した船舶に対して「厳しい措置」を取る方針を明らかにしたものです。また、同回報では、「いかなる者も、有害になり得ると当局が認めた量又は濃度の煙、煤、灰又は塵を船舶から排出してはならない」とするシンガポール港湾規則 66 についても注意を促しており、同規則に違反した場合には起訴の対象となり、有罪となった場合には最高で 5,000 シンガポールドルの罰金を科される可能性があるとしています。

シンガポールに寄港予定の船舶については、シンガポールの港湾における黒煙排出規制の要件について船長・船員への周知徹底をお願いいたします。なお、MPA は、船舶の黒煙排出による大気汚染を重大な問題として位置付けている一方、こうした黒煙は適切な注意さえ払えば最小限に防止できる点も強調しており、次の事項を推奨しています。

- 燃料オイルヒーター、燃料噴射装置、掃気冷却器、ターボチャージャー等の部品に対して、定期的に適切なメンテナンスを行うこと。
- 発電機が常に適切な負荷で稼働するようにすること。
- ボイラや不活性ガス発生装置のファーンレスでの燃焼を最適化できるように、空気と燃料の混合比 (空燃比) を制御すること。
- 船員が燃料の排気に注意し、頻繁に確認を行うこと。

MPA 発行の回報と通知は[こちら](#)からご覧いただけます。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。